3．手当　身知精難他

（1）心身障害者福祉手当（都制度）　身知

対象者　20 歳以上で心身に次のいずれかの障害がある方
① 身体障害者手帳１・２級の方
② 愛の手帳１～３度の方
③ 脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方

内容　月　額：15,500 円
払込月：４・８・12 月　18 日頃

その他
・65 歳以上の新規申請はできません。
・所得制限あり（障害者本人のみ）
・施設入所者は除きます。
・併給制限あり（特定疾病患者福祉手当、児童育成手当（障害手当）
・手続にはマイナンバーの記入が必要となります。（Ｐ112、113 参照）

申請窓口　本庁舎障害者福祉課　☎ 042-620-7245　Fax 042-623-2444

（2）特別障害者手当（国制度）　身知精

対象者　20 歳以上で重度の障害があるため、日常生活に常時特別な介護が必要な方（目安として身体障害者手帳１～２級、愛の手帳１～２度程度の方でかつそれらが重複している方、あるいはこれらと同等の疾病や精神障害のある方）※各種手帳を取得していなくても可

内容　月　額：29,590 円
払込月：２・５・８・11 月　７日頃

その他
・所得制限あり
・施設入所者及び３か月を越えて病院に入院している方は除きます。
・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく介護手当受給者は、手当額の併給調整があります。
・手続にはマイナンバーの記入が必要となります。（Ｐ112、113 参照）

申請窓口　本庁舎障害者福祉課　☎ 042-620-7245　Fax 042-623-2444

（３）障害児福祉手当（国制度）　身知精

対象者　20 歳未満で重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な方
（目安として身体障害者手帳１・２級の一部の方、愛の手帳１・２度程度の方。あるいはこれらと同等の疾病又は精神障害のある方）※各種手帳を取得していなくても可

内容　月　額：16,100 円
払込月：２・５・８・11 月　７日頃

その他
・所得制限あり（扶養者）
・各種年金制度の障害年金の受給児と施設入所児は除きます。
・手続にはマイナンバーの記入が必要となります。（Ｐ112、113 参照）

申請窓口　本庁舎障害者福祉課　☎ 042-620-7245　Fax 042-623-2444

（４）重度心身障害者手当（都制度）　身知

対象者
心身に次のいずれかの障害がある方
① 重度の知的障害(愛の手帳１・２度相当)で、著しい精神病状などのため常時複雑な配慮を必要とする方
② 重度の知的障害(愛の手帳１・２度相当)と重度の身体障害(身体障害者手帳１・２級相当)の重複している方
③ 重度の肢体不自由者で、両上下肢の機能を失い、座位を保つことが困難な程度以上の障害がある方

内容　月　額：60,000 円
払込月：毎月 20 日頃

その他
・65 歳以上の新規は対象外
・所得制限あり（ただし、20 歳未満の方は扶養義務者の所得）
・施設入所者及び３か月を越えて病院に入院している方は除く
・手続にはマイナンバーの記入が必要となります（Ｐ112、113 参照）

申請窓口　本庁舎障害者福祉課　☎ 042-620-7245　Fax 042-623-2444

（５）特定疾病患者福祉手当（市制度）　難

対象者　市が指定する疾病にり患し、特定医療費（指定難病)受給者証（※１）又はマル都医療券（※２）を所持している方

内容　月　額：4,000 円
払込月：４・８・12 月　18 日頃

その他
・65 歳以上の新規は対象外
・所得制限あり（ただし、20 歳未満の方は扶養義務者の所得）
・施設入所者は除く
・併給制限あり（心身障害者福祉手当、児童育成手当（障害手当）、生活保護、中国残留邦人支援給付との併給不可）
・手続にはマイナンバーの記入が必要となります。（Ｐ112、113 参照）

申請窓口　本庁舎障害者福祉課　☎ 042-620-7245　Fax 042-623-2444
八王子駅南口総合事務所
南大沢事務所　火曜日及び木曜日のみ

※１　特定医療費(指定難病)受給者証・・・難病法に定める指定難病の医療費助成制度の受給者証
※２　マル都医療券・・・都が指定する難病の医療費助成制度の医療券
難病の医療費助成制度については、Ｐ12 難病医療費助成制度を御参照ください。

（６）特別児童扶養手当（国制度）　身 知 精 発 難

対象者　20 歳未満で、法令により定められた程度の障害の状態にある児童を監護する父母又は養育者
① 身体障害　おおむね身体障害者手帳１級～３級程度（下肢障害については４級の一部を含む）、疾患により長期にわたる安静を必要とする程度の状態にあるものなど
② 知的障害　おおむね愛の手帳１～３度程度
③ 精神障害　上記と同程度の障害（自閉スペクトラム症等により日常生活に著しい制限を受ける方等）
④ 重複障害　複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。

内容　１ 級 月 額：56,800 円
２ 級 月 額：37,830 円
払込月：４・８・11 月　11 日頃

その他
・所得制限あり
・施設入所児又は障害を理由とする公的年金受給者は除く
・手続にはマイナンバーの記入が必要となります。（Ｐ112、113 参照）

申請窓口　本庁舎障害者福祉課　☎ 042-620-7245　Fax 042-623-2444

（７）児童育成手当<育成手当>（都制度）　身精他

対象者　18 歳の年度末までの、次のいずれかの状態に該当する児童を養育している保護者

① 父母が離婚した児童
② 父又は母が死亡、若しくは生死不明である児童
③ 父又は母が重度の障害（※１）を有する児童
④ 父又は母が１年以上拘禁されている児童
⑤ 父又は母に１年以上遺棄されている児童
⑥ 父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
⑦ 婚姻によらないで生まれた児童

※１＜父又は母の障害要件＞

① 身体障害者手帳１級の方
② 身体障害者手帳２級の方
　ただし、両上肢の機能の著しい障害がある、または、両上肢のすべての指を欠く場合に限ります。
③ 身体障害者手帳３級（下肢）で、両下肢をショパール関節以上で欠く方
④ 重複で２級以上の障害を有する方
⑤ 身体機能又は精神に、労働することを不能にさせ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有する方（医師の判定を要します）

内容　月　額：13,500 円
支給月：２・６・10 月　10 日頃

その他　・請求者の所得制限あり
・施設入所児は除く

申請窓口　子ども家庭部 子育て支援課　☎ 042-620-7368
八王子駅南口総合事務所 子ども窓口（新規申請は平日 17 時までの受付のみ）

（８）児童育成手当<障害手当>（都制度）　身知

対象者　20 歳未満で心身に次のいずれかの障害がある方を養育している保護者

① 身体障害者手帳１・２級程度
② 愛の手帳１～３度程度（療育手帳 A 程度）
③ 脳性麻痺、進行性筋萎縮症（等級無関係）
④ 知的障害で特別児童扶養手当の受給者

※特別児童扶養手当１級の受給者で、若齢等による身体障害者手帳未申請の場合や内部障害等による身体障害者手帳の判定対象外の場合はご相談ください。

内容　月　額：15,500 円
支給月：２・６・10 月　10 日頃

その他　・請求者の所得制限あり
・施設入所児は除く

申請窓口　子ども家庭部 子育て支援課　☎ 042-620-7368
八王子駅南口総合事務所 子ども窓口（新規申請は平日 17 時までの受付のみ）

（９）児童扶養手当（国制度）　身知精他

対象者　18 歳の年度末まで（一定の障害（※１）を有する場合は 20 歳未満）の、次のいずれかの状態に該当する児童を監護している父、母、又は父母以外で児童を養育する方

① 父母が離婚した児童
② 父又は母が死亡、若しくは生死不明である児童
③ 父又は母が重度の障害（※２）を有する児童
④ 父又は母が１年以上拘禁されている児童
⑤ 父又は母に１年以上遺棄されている児童
⑥ 父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
⑦ 婚姻によらないで生まれた児童

※１＜20 歳未満となる児童の障害要件＞
① 身体障害者手帳１～３級程度の方
② 愛の手帳１～２度程度の方
③ 特別児童扶養手当を受給している方
④ 精神障害を有する方で長期にわたる安静を必要とし、日常生活に著しい制限が認められる方(医師の判定を要します)

※２＜父又は母の障害要件＞
① 国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級１級程度の方
② 身体障害者手帳１・２級程度の方（障害の程度により医師の判定を要します）
③ 身体機能又は精神に、労働することを不能にさせ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有する方（医師の判定を要します）

内容　月　額：１人
46,690 円～11,010 円
※所得額によって異なります
２人目以降　11,030 円～5,520 円
支給月：１・３・５・７・９・11 月の 10 日頃

その他
・請求者等の所得制限あり
・施設入所児は除く
・公的年金を受給している場合は年金給付等の額、障害基礎年金を受給している場合は、子の加算部分の年金額が児童扶養手当の額を下回る場合には差額分を支給

申請窓口　子ども家庭部 子育て支援課　☎ 042-620-7368
八王子駅南口総合事務所 子ども窓口（新規申請は平日 17 時までの受付のみ）